報道機関各位

前橋市 MAEBASHI CITY

**PRESS RELEASE** **前 橋 市 報 道 発 表 資 料** 令和８年１１月６日

# 職員の処分について

情報セキュリティポリシー及び職務専念義務に違反した職員に対し、懲戒処分をおこないました。

１　概　要　　別紙のとおり


**本件に関するお問い合わせ先**

**職員課　人事係**

**電　話**　内線 ／ ３５０２

外線 ／ ０２７−８９８−６５０７

報 道 発 表 資 料
令和８年１１月６日
前　　橋　　市

# 職員の懲戒処分について

１　被処分者
　総務部　副参事　５０代

２　事案の概要
　被処分者は、令和５年度から令和７年度までの間、勤務時間中に公務に関係のない私的な事項に係る作業を繰り返し行うとともに、私物ＵＳＢメモリを使用して庁内のパソコン等に接続し私用データの持ち込みを行い、情報セキュリティポリシーに違反したもの。
　なお、私物ＵＳＢメモリの使用については、調査の結果、個人情報を含む行政情報の持ち出しは認められませんでした。

３　処分内容
　戒告

４　処分理由
　地方公務員法第３３条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第２９条第１項第１号、第２号及び第３号に該当する。

（参考：地方公務員法第２９条第１項）
　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
⑴　この法律若しくは第５７条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
⑵　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
⑶　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

５　処分年月日
　令和８年１１月５日

６　管理監督責任
　訓告処分として、事案発生当時の上司を厳重文書注意とする（同日付）。

７　再発防止策
　全職員向けに服務規律の確保について通知するとともに、情報セキュリティポリシーの再周知を行う。